

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20260805	株式会社エルエス（法人番号 8080401013354）代表 者児玉裕二	静岡県浜松市中央区三方 原町2240番地の1	植松営業所	静岡県浜松市中央区植松 町62-4	輸送施設の使用停止 （87日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号	令和8年2月27日及び令和8年3月10日、監査 方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認 められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運 送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務 時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実 施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)業 務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の3第1項)、(6)運行指示書の記載事項等 の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等 不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9 条の5第1項)、(8)自動車に関する表示義務違 反(道路運送法施行規則第65条)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20260805	株式会社ジェイエイしみずサービス(法人番号7080001008276) 代表者梅田昌秀	静岡県静岡市清水区梅ヶ谷195番地	本社営業所	静岡県静岡市清水区押切2430番地	輸送施設の使用停止(119日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和8年4月21日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(14)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第23条)	12	12
3	20260807	株式会社Ksコーポレーション(法人番号2200001023052) 代表者田中樹希斗	岐阜県多治見市笠原町4106番地の110	本社営業所	岐阜県多治見市笠原町4106番地の110	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年2月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20260807	アイライフマネージメント株式会社（法人番号1180001114648）代表者石田良幹	愛知県名古屋市中川区柳森町502番地	中川営業所	愛知県名古屋市中川区柳森町502番地	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和7年12月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	16	0
5	20260817	株式会社富島（法人番号3020001027806）代表者内田裕久	神奈川県横浜市金沢区幸浦1-2-20	沼津物流センター営業所	静岡県沼津市双葉町9番11-20	輸送施設の使用停止(26日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和8年4月9日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	3	3
6	20260817	株式会社寿宅配便（法人番号8180002041959）代表者木下卓也	愛知県名古屋市中西区丸野2-2-1	一宮営業所	愛知県一宮市丹陽町九日市場字西三本松1699-3	輸送施設の使用停止(172日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年11月27日及び令和7年12月5日並びに令和8年1月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	18	18

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
7	20260819	赤池運送有限会社（法人番号7080102016343）代表者赤池康輔	静岡県富士宮市山宮736番地の3	本社営業所	静岡県富士宮市山宮字宮内736番地3	輸送施設の使用停止（279日車）、文書警告、文書勧告及び輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年8月22日及び令和7年9月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)業務の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(15)法人の役員等の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号)、(16)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	28	28

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
8	20260819	株式会社瀬戸（法人番号7080101006444）代表者瀬戸康男	静岡県駿東郡清水町久米田6番地の2	本社営業所	静岡県三島市長伏255番地の2	輸送施設の使用停止（134日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和8年3月5日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年8月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
9	20260820	壬輸送株式会社(法人番号6180301025012) 代表者川井裕之	愛知県岡崎市日名南町17番地4	本社営業所	愛知県岡崎市日名南町17番地4ウイル松屋601号室	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和8年5月13日及び令和8年5月19日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	15	4
10	20260828	有限会社千福運輸(法人番号3180302020089) 代表者竹葉友則	愛知県碧南市緑町3丁目1番地5	本社営業所	愛知県碧南市緑町3丁目1番地5	輸送施設の使用停止(56日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年4月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第23条)	6	6
11	20260828	株式会社曙運輸(法人番号1030001063488) 代表者大野祐肇	埼玉県越谷市宮本町1-118-1	愛知営業所	愛知県清須市春日五反地51番地1	輸送施設の使用停止(22日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年4月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。